

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（435）」
2. 日時：平成29年10月16日 16時00分～19時05分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他6名）

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」における、設置許可基準規則への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備の基本設計方針」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 「発電所内の屋外道路及び屋内通路の確保」の基本方針については、技術的能力1.0のアクセスルート側で説明した基本方針を踏まえて、考え方を整理して提示すること。
- 重大事故等対処設備の設備分類のうち、重大事故防止設備及び重大事故緩和設備以外の重大事故等対処設備の説明において、各条文の要求事項及び先行炉の状況等を踏まえて分類表を整理して提示すること。
- 重大事故等発生時の環境条件として「津波」が追記されているが、津波の定義について、整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第43条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA43条）